

10月に入り、つどいまで40日となりました。準備が進められています。

2013年 11月10日(日)の「つどい」に参加しましょう。



日時：11月10日(日)13時(開場12時)～16時、

会場：仙台国際センター大ホール

第1部 講演：「安倍政権の改憲は何をめざすのか？
～私たちは「戦争する国」づくりを許すわけにはいかない～」

講師：渡辺治先生（一橋大学名誉教授、九条の会事務局）です。

文化企画：宮城三女 OG 合唱団 好評に応じて再度の登場です。お楽しみに。

集団的自衛権を認めようとする動きはより強くなります。
集団的自衛権とはなにか？ 世論を変える取り組みが九条の会から提起されています。

第2部は宮城三女 OG 合唱団が出演します。

演奏曲目 四季の童謡

釜石小学校校歌

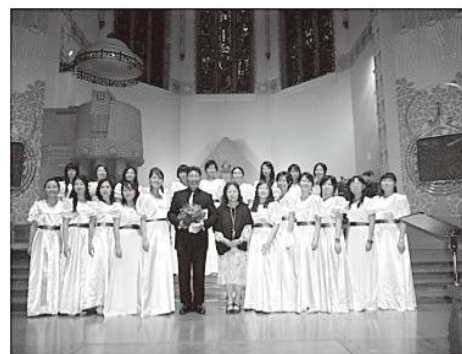
さとうきび畑

涙そうそう

花は咲く

上を向いて歩こう

ふるさと



九条の会「全国交流・討論集会」に参加しましょう。

日時：11月16日(土) 午前10時30分～午後4時30分

会場：日本教育会館（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）です。

詳細はまだ発表されていません。

映画「渡されたバトン～さよなら原発～」県内上映のお知らせ

新潟県巻町で、原発を誘致するかどうか、住民の意思で決めようと住民投票を実施した経緯を描いた映画です。まだの方、ぜひご覧ください。

日時：10月5日(土)①10時、②14時

会場：みやぎ生協アイトピアホール（石巻市中央2-7-3 0225-92-5191）

料金：前売り券1000円（当日1500円）、子ども券800円

問い合わせ先：庄司法律事務所 0225-96-5131

原発事故子ども・被災者支援法 宮城フォーラム

原発事故子ども・被災者支援法は、様々な立場の被災者の自己決定を尊重し、それぞれの「被曝を避ける権利を」を認め支援することをうたった法律です。しかし成立から一年が経った今も、その基本方針すら策定されず、放置されています。宮城県民自身の問題としてとらえ、県内の運動を盛り上げていかなければならないと考えます。支援法についてともに学び、国に実施させましょう。

日時：10月12日（土）15：30～18：00

会場：エルソーラ仙台 大研修室（アエル28階）

参加費：500円

主催：原発事故子ども・被災者支援法宮城フォーラム 実行委員会

問い合わせ：080-1673-8391（多々良） tomoko-s@mamma.coop（鈴木）

2013子どもの未来をひらく

みやぎ教育のつどい

子どもと教育について、さまざまな立場から語り合う市民のつどい

と き：11月9日（土）～10日（日）

9日 9：30～ 開会

10：15～ テーマ別分科会

15：00～ 記念講演

「震災後を生きるということ～子どもたちに託す未来～」熊谷達也さん

10日 9：30～ 教科別分科会・実践講座

16：00～ 閉会

ところ：フォレスト仙台ほか

参加費：500円

主催：2013子どもの未来をひらく教育のつどい実行委員会、電話022-234-4161

県内九条の会の会第3回連絡会・第10回交流会まとめ（一部省略しています）

1. 参加者 110名（去年は94名）

(1) 参加した九条の会は37。123の会のうち3分の1の参加。

① この数をどのように見るか。「欠席」回答の会12、合計49。

② 123のうち実質活動九条の会の約100として参加49。半数が回答もなし。

(2) 総会と交流会の魅力がないということか？

① 「毎度お馴染み」と内容が分かってしまい、参加意欲がわからない？

② 連絡会運営委員会と各会の結びつきの問題が大きいのか？

⇒ 各会への出欠の確認。連絡会運営委員が担当の会に参加者数の問い合わせを行なうことが必要。運営委員と各会の連携も深まる。

(3) 来年は会場を仙台駅前にしてはどうか？

来年度は8月30日（土）か23日（土）。シルバーセンターはどうか？⇒検討

2. 小沢隆一さんの話

(1) 分かりやすい、合点が行く。大好評と言ってよい。

- (2) 今後の活動のポイントを得た人も多い
- (3) 一方、集団的自衛権等、憲法改定に全体の情勢について話がなかった。

3. 交流会は好評。

- ① 大判チラシと言う共通のテーマがあったことが大きい。連帯感、活動の共有化に役立った。
- ② 候補9つを幹事会・運営委員会で練り、相応しい会の報告となった。

4. マスコミ…8月20日に県政記者クラブに取材要請。来場掲載したのは赤旗のみ。

5. 書籍のサインセール。小沢隆一先生の本 840円 44冊、1890円 6冊、合計 50冊。2.2人で1冊の計算。高い購入率

6. 損益

(1) 8万6千円ほどの赤字となった。

(2) 来年度以降として議論が必要。

- ① 赤字=実質みやぎ憲法九条の会負担が続いている。これでよいのか？
- ② 来年以降、県内講師を中心とし、120~150名参加、参加費6~7万円、費用総額10万円、みやぎ憲法九条の会負担を最小限度にしたらどうか？
- ③ 参加費500円の他に『カンパ』をお願いすることの是非。幹事会では是非両論あり。「カンパ袋を配付する。この交流会は赤字です。参加費のほかに可能な人は小額で結構ですのでカンパをお願いします」はいかがか ⇒検討

7. 今後の9条を守る活動のこと

(1) 大判チラシの残部の配布計画

- ① 1万部を今後の賛同者拡大に使う。
- ② 残部1万部を地域配布する。

(2) 次回の県民への訴えについて。情勢を把握し、必要な時に作成・配布する準備を進める。九条の会では「10月からの臨時国会から来年の通常国会にかけて、集団的自衛権行使を食い止めるための国民的世論形成に向け、大奮闘が求められている」と述べている。今年11月16日の九条の会全国討論集会の議論のポイントになるものと思われる。

来年春か？秋か？情勢の把握と判断。

大判チラシにするか、普通のチラシにするか他の方法か？

(3) 新聞折込など宣伝媒体の事前調査

- ① 地域新聞の調査。発行部数、折込料金
- ② 地域FMの活用は？要調査

(4) 大判チラシの総括を行なっておく。

(5) アンケートへの回答を作り、Eメールニュース「みやぎの九条」で流すと共に、九条の会への次回発送の際、同封する。

みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階
電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160

URL <http://www.9jou.jp/> Eメール info@9jou.jp

いしのまき農協講演会、開催！

8月25日(日)いしのまき農協大会議室の講演会に70名参加！

みやぎ農協人九条の会主催・石巻9条の会、東松島9条の会、女川9条の会共催の「いしのまき農協講演会」は8月25日開催されました。

みやぎ農協人九条の会の阿部長寿会長が開会の挨拶をしました。阿部会長は特に、協同組合の精神は「一人は万人のために、万人は一人のために」である、これは憲法の本質と一致すると強調しました。TPPは一部資本のための政策であり、憲法を改悪する人々の考えと一致することを強調し、みやぎ農協人九条の会はTPPから農業を守り平和を守る先頭に立つことを強調しました。

いしのまき農協の石川壽一組合長が歓迎のあいさつをしました。いしのまき農協管内で組合員220名、職員が5名亡くなったと報告。今も15000世帯35000人が仮設住宅で生活していることを報告。TPPなどの前に、農業を大震災前に戻すことが喫緊の課題であることを強調しました。その上で復興への決意を述べました。

その後4つの講義に移りました。

第一の講義東北大学の冬木勝仁先生。

「TPPは農民と国民になにをもたらすか？」と題して1時間講演。今年12月までに交渉妥結することが米主導で決まったが、あり得ないことを強調。無理やり妥結するとすればアメリカの言い分を丸のみするしかない。TPPではなくFTAAPで中国、韓国、インドなどアジアの主要国が入ったアジア全域の貿易交渉とするべきことを強調。21分野の

内「物品」が強調されているが、物品は21の内の一つに過ぎない。他の「政府調達」「医療」「知的財産」など全部合わせると国の形が変わってしまう。農業をイケニエにしてTPPを導入する腹。経済的影響を政府は農水3兆円とはじいているが学者グループは3.5兆円、雇用なども含めると4.8兆円になると計算。政府のTPP対応への対策として「大規模化」「企業の参入」など今までの農業を破壊する方向であることに注意し、TPP交渉を止めるべきだと強調しました。

続いて石巻9条の会代表でいしのまき農協顧問弁護士庄司捷彦さんが「女川原発と憲法9条」と題して講演。今、福島では15万人の避難者の先が見えない状態。汚染水問題でも技術が追いついていないことが証明されている。「福島原発事故終息」と程遠い状態であることを強調しました。女川でも5電源の内4つが破壊され、1つで辛うじて維持しえた。もし5本ともダメだったら福島と同じ大事故になったであろうことを強調。津波では14.8mの高さが地震で1m地盤沈下。津波は13mまで来て80センチの差で大事故を免れた、もし女川の中心部の17mの津波だったら。女川原発は600か所以上の損傷を受けており津波がなくても危機一髪。またアーサー・ビナードと内橋克人の「世界」の対談を取り上げて、広島・長崎の原発投下が広島型ウラン原発を長崎型プルトニウム型原発へ進めるためのものであったことを明らかにしました。遺伝子レベルで人間に傷

をつけ、細胞分裂を通して子孫に引き継がれる人体や他の生物への影響、10 万年も先まで放射能がなくなる恐ろしさは「原発廃止」でしか解決できないことを強調しました。

3 番目に北上町の大内弘さんが「塩害をどう克服したか？」について、20 分間に渡って報告しました。大震災以前から「消費者に安全なコメを」、ということで環境保全米を栽培。大震災後は涌谷の黒澤さんの指導を受けて深く耕す除草機を使ったり、福島の除塩菌を貰って培養し除塩。大震災の年に5ha を栽培し、成功させた。これは「現代農業」10 月号に掲載された。2012 年度は 20ha 栽培したが5ha は海水が入って刈り取り出来なかった。今年は水路が新しく完成し、水はよくなった。少し海水が入っているが。北上町では今年は 90%は復興しているが、元々の 20ha から今は 43ha になっている。機械を流されたり、転居したりで水田を引き受けている。初年度から消費者には風評被害には自分たちで検査をし、検査表を示している。息子と2人、黒澤さん達の力を借りてやっている。近所の人に食べてもらったり、仮設住宅の人たちや中学生に食べてもらっている。

カメムシの黒い点で品質が下がるということが気にしないで食べてもらうと有難い、と述べました。

最後に「(株)あぐりーどなるせ」の安部俊郎社長が野蒜地区の冠水による塩害などからの復興について話をしました。元々野蒜の2つの行政区 80 戸で 39ha の共同作業をしていた。海岸から 500m の地域ですべて冠水した。地域の仙石線は不通となり、当時の電車が 1 年間撤去されなかつ

た。「あぐりーどなるせ」を設立し、大震災直後 58ha に増え、今は 81ha にまでになった。新町地区 39 戸、中下地区 41 戸。今は 95%の農地が集約されている。2011 年 4 月に農作業を開始、4 月 16 日に県に生産申請、4 月 18 日に除塩して農耕を開始した。圃場整備、暗渠完成などの課題があった。ジャガイモ、ニンジン、ハウスのミニトマトなどから始めた。野蒜小学校の勉強やデイクアサービスなども始めている。6次産業化では失敗も聞くので慎重に。160 戸いた住民で野蒜を離れている人も多いので「福幸祭」を計画。遠くに行って生活している人々も呼んで 2012 年 11 月 25 日に開催した。600 人が集まった。日本の農家 145 万戸、専業 34 万戸。JA の職員など 35 万人。1 人で農業をやる時代ではない。協同の力が必要だ。

時間はオーバーしましたがその後質疑応答。

発言をまとめて、阿部会長は「あぐりーどなるせの活動は地域で協同することによって困難を克服したものであって、地域の復興は協同の力で、と言うことを証明した。農協や九条の会の目指すものを体現している」と話しました。

最後に伊藤隆之事務局長が今日の報告をまとめつつ、閉会のあいさつを行いました。伊藤隆之事務局長は昭和 21 年に満州から引き揚げた体験を交え、戦争の悲惨さを訴えました。引き揚げ時に亡くなった日本人の遺体を見ながら戦争を再び起こしてはならないと深く心に刻んだと話しました。

(文責：みやぎ農協人九条の会事務局池上)

(目で見る「いしのまき農協」の9条講演会)



開会のあいさつを述べる阿部会長



歓迎のあいさつの石川壽一石巻農協組合長



TPPについて講演する冬木勝仁先生
みやぎ農協人九条の会・石巻9条の会・東松島9条の会
オブザーバー：いしのまき農協



女川原発と憲法について講演の庄司捷彦弁護士



北上町の大内弘さん。震災前 20haが
震災後 43haに。



野蒜の安部俊郎社長。(パワーポイント使用中で
画面が暗くなりました。すみません。)



閉会のあいさつをする伊藤隆之事務局長 (加美よつば農協元組合長)

みやぎ農協人九条の会 (みやぎ憲法九条の会気付)

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160

憲法講話（第9回）

自民党「日本国憲法改正草案」の検討（4）——人権の制限 みやぎ憲法九条の会世話人・宮城教育大学名誉教授 伊藤博義

「日本国憲法は権利ばかりで、義務の規定が少なすぎる」というのは、改憲派の言い分ですが、まさに自民党改正案はその立場にもとづいています。

自民党改正案には、① 国旗・国歌の尊重義務、② 領土・資源の保全協力義務、③ 個人情報の保護義務、④ 家族の相互扶助義務、⑤ 環境保全協力義務、⑥ 普通教育を受けさせる義務、⑦ 勤労の義務、⑧ 納税の義務、⑨ 地方自治分担義務、⑩ 緊急事態指示服従義務、⑪ 憲法尊重義務等の義務・責務が規定されています。

現憲法の義務規定は、このうち⑥・⑦・⑧だけで、しかも、⑥は教育を受ける権利、⑦は勤労の権利（労働権）と一体となっており、本来は権利規定なのです。

自民党案では、「権利の章典」であるべき憲法が「義務の章典」に一変しています。このような憲法の考え方は、前述したように（第1回）、「憲法とは、国民の人権を保障するために国家権力を縛るもの」という立憲主義の基本が分かっていないのです。また、⑪は国家権力に携わる者に課せられているのです。国民の義務は、刑法・税法・民法等のように法律で定めるものです。

ところで、現憲法における人権保障にとって重要な問題の一つは、憲法上の「公共の福祉」を、どのように解釈するかです。「公共の福祉」による人権の制約は、総則的規定の憲法12条・13条と、個別的な権利規定の憲法22条・29条の4か条があります。旧憲法における権利規定には、すべて「法律ノ範囲内ニ於イテ」とか、「法律ノ定ムル所ニ従ヒ」という「法

律の留保」がありました。したがって、権利保障の実態は法律次第で、言論・集会の自由等は治安維持法等で厳しく規制されていました。

現憲法の「公共の福祉」が、旧憲法の「法律の留保」と同様にならないようにすることが肝心です。その点で、憲法学の通説は、総則規定における「公共の福祉」は権利行使の内在的限界、すなわち権利行使に当たっての心構えを定めたもので、他の人の権利行使と衝突する場合の調整法理である。他方、企業活動の自由や財産権保障の経済的自由権条項における「公共の福祉」は、単に内在的制約だけでなく、生存権や団結権等の社会権保障との関連で、政策的な見地からの制約が必要で、たとえば独占禁止法等の経済法や労働基準法等の労働法によって制約できるとされているのです。

自民党案では、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」と改め、すべての権利行使の制限法理としています。これでは、「公共の福祉」に関する上記のような厳格な運用ではなく、権利行使にあたっては「公益及び公の秩序」が優先し、その範囲でしか権利行使ができなくなって、旧憲法の「法律の留保」と変わらなくなってしまいます。

この他、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって（中略）、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」という、人権の本質を明記した憲法97条は全文削除されています。